

第14回船橋市動物愛護管理対策会議議事録

令和3年4月21日（水）
船橋市保健福祉センター3階
保健検査室、歯科検診室

[議題]

○開会前

1. 事務局説明
2. 保健所長あいさつ

○開会後

1. 船橋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について（報告）
2. 「船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン」の見直しについて
3. 次回の会議について

[開会前]

1. 事務局説明

本日、欠席者なしの旨報告があった。

も、市としてきちんと対応していきたいと考えております。

また本日も、これまでご議論いただいておりますガイドラインの内容につきまして、事務局から素案を説明させていただきます。事前に委員の皆様方からご意見を頂戴しておりますが、本日は、非常に大事な会議だと思っていますので、どうか活発なご意見をお願いします。

終わりになりますが、船橋市におきましても、昨日4月20日から、新型コロナウイルスのまん延防止等の重点措置が対象となって実施されております。委員の皆様におかれましても、感染防止対策、予防にご協力をいただきますよう申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

2. 保健所長あいさつ

○保健所長 保健所長の筒井でございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃より本市の市政にご理解ご協力をいただきありがとうございます。また本日は、ご多忙の中、会議にご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。

本日は、まず前回の会議でもご議論いただきました、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例について議会で議決されましたので報告させていただきます。

また、国において、動物の愛護及び管理に関する法律が改正されておりますが、今年の6月1日に一部施行されます。それに合わせ、法律施行規則が改正され4月1日に公布されたところです。その主な内容として、動物取扱業に関して飼養管理基準の規制が強化されます。また、国で3月に多頭飼育のガイドラインが出されています。これらにつきまして

会議の公開・非公開、傍聴者について
中村会長から、本日の会議は公開とすること、3人の傍聴申し出があつたことの報告があつた。

午後2時5分開会

[傍聴者入室]

1. 船橋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について（報告）

[説明]

○衛生指導課長 資料1をご覧ください。

「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例」が、令和3年4月1日に公布され、令和3年7月1日から施行されるので、その改正概要について報告する。

本改正では、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現に向けた取組みを進めるため、次の改正を行った。

まず、市は、動物の愛護及び管理に関するさらなる普及啓発に取り組むこと、市民や市内に在勤・滞在等する方は、「動物の愛護」と、「動物の管理」に努めることを規定した。

次に、動物を飼う前に考えていただくことを明記した。

さらに、動物の飼い主に守っていただく義務の強化として、散歩中の犬のふんはすぐに除去し、自宅等の飼養施設へ持ち帰ること、飼い猫の屋内飼養に努めること、動物の災害対策（災害への備え、災害発生時の動物の安全の保持と動物による事故の防止等）に努めること、動物を飼えなくなったときは、新たな飼い主に譲渡する取組みを行うことを規定した。

最後に、犬・猫を合わせて10頭以上飼う方の多頭飼育の届出について規定した。詳細については、条例及び条例施行規則の新旧対照表をお配りしたので、ご参照ください。

なお、条例の一部改正の周知については、ホームページ、ツイッターや広報ふなばし4月15日号へ掲載したほか、犬の飼い主へは、犬の登録や狂犬病予防注射済票交付時にチラシを配布している。

また、ポスター等を、市役所、出張所、図書館、動物病院、スーパー等へ掲示を依頼し、周知を図っている。

説明は、以上です。

○中村会長 ありがとうございました。お聞きのとおりです。船橋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例が、令和3年4月1日に公布され、令和3年7月1日から施行される。多頭飼育の届出、飼い猫の屋内飼養、犬のふんの持ち帰り等、犬や猫の飼い主に対する規制が強化されているので、市には、しっかりと条例改正について周知していただきたい。

この件について、特に質問がなければ、次の議題に進めたいと思うが、よろしいか。

（「異議なし」の声あり）

（2）「船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン」の見直しについて

○中村会長 委員の皆様には、会議の前に配布したガイドラインの素案に対し、事前にご意見をいただいた。急なお願いにもかかわらず、ご対応いただきありがとうございました。

本日は、それらを踏まえ、議論を進める。議論の進め方は、内容が、多岐にわたるので、まず、「1 これから犬や猫を飼い始める方へ」、「2 犬の飼い主の方へ」について、事務局から説明を受け議論を行い、次に、「3 猫の飼い主の方へ」、「4 飼い主のいない猫対策」、「5 人と動物との調和のとれた共生社会の実現をめざして」等について、事務局から説明を受け議論を行う形で進める。

では、「1 これから犬や猫を飼いはじめる方へ」、「2 犬の飼い主の方へ」について、事務局から説明をお願いする。

[説明]

○動物愛護指導センター所長 委員の皆様には、事前に送付した素案について、大変急なお願いにもかかわらず、会議前にご意見をいただき、ありがとうございました。いただいたご意見については、参考

資料3のとおりで、その意見等を踏まえ、送付した資料に一部修正を加えたものを本日お配りした。

ご意見をいただき、送付した資料から修正した箇所については、黄色のマーカーで塗り示している。なお、その他、事務局で修正した箇所はグレーの網掛けで示した。また、本ガイドラインを作成するにあたり、国のガイドラインに則し、市として必要な事項をさらに加えるよう考えている。資料の赤字は、環境省の「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」から抜粋し、青字は「船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン」から抜粋した箇所を示している。

また、前回までにご指摘いただいている、義務としてやらなければならない事項なのか、助言なのかの整理については、記載方法等も含め、今後検討が必要な事項と考えているので、今回は、素案としてご議論いただきたい。

では、船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドラインの素案について、説明する。

1ページ目、はじめにについてです。近年、幅広い世代の多くの方がペットを飼養しているが、一方で、動物に伴うトラブルも多く発生している。このような背景の中、犬や猫を飼養・管理するにあたり、飼い主としての心構えと社会に受け入れられる望ましい飼い方や管理方法、本市の取組みについて示し、「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」を目指すための一助となるように、このガイドラインを作成した。

なお、前回会議でご議論いただいた、「飼養」と「飼育」については、国は、法律では「飼養」を使い、ガイドライン等では、分かりやすく伝えるために「飼育」を用いる場合もあり、同様の意味で用いているとのことだったので、市のガイドラインは、基本的に「飼養」を用いることとし、「多頭飼育」のみ「飼育」を用いることで整理した。

次に、2ページの目次です。本ガイドラインの構成について説明する。まず、「1 これから犬や猫を飼い始める方へ」として、犬や猫を飼い始める前に考えることを記載した。次に、「2 犬の飼い主の方へ」として、犬の飼い主としての心構えと望ましい

飼い方や管理方法を記載した。次に、「3 猫の飼い主の方へ」について同様に記載している。次に、「4 飼い主のいない猫対策」として、飼い主のいない猫対策の基本的な考え方、本市の取組み等について記載した。次に、「5 人と動物との調和のとれた共生社会の実現をめざして」として、市、市民等、町会自治会、動物病院（獣医師会）、動物取扱業者のそれぞれの立場からの関わり方の例示を記載した。最後に、「6 各種問い合わせ先」、「7 関係法令」を参考資料として示した構成となっている。

3ページ、「1 これから犬や猫を飼いはじめる方へ」について説明する。ここでは、犬や猫を飼うこととは、そのペットの一生について責任を持つこと、飼っているペットに関するトラブルは、全て飼い主の責任であることを示し、(1)に飼う前に考えることを列挙した。なお、法律や条例で規定されていることについては、文章の最後に、根拠となる条項を括弧書きで示している。そして、(2)にどこから犬や猫を迎えるかとして、ペットショップだけでなく、保護犬や保護猫を迎えることも考えていただきたいことを示した。最後に、(3)に最後まで世話ができるか、万が一に備えることも必要なことを示した。

4ページからは、「2 犬の飼い主の方へ」の記載となる。「(1)犬の登録と狂犬病予防注射の実施」は、狂犬病予防法に基づく事項になる。「(1)犬の登録と狂犬病予防注射の実施」から、「(6)しつけ（周辺住民や環境への配慮）」は、犬にあり、猫にない項目で、「(7)逸走（脱走）防止」から「(16)遺棄・虐待に関する法律と罰則」については、犬と猫共通の項目となる。「(2)放し飼いの禁止」については、店先に係留することで、こう傷事故も発生しているので、加えた。「(3)適切なリードの使用」については、伸縮リードやロングリード等を用い、犬が自由に動き回れる状態等で、犬を確実に制御できない状態で移動（散歩）や運動させることは、条例で認められていないことを記載した。また、伸縮リードの使用方法によっては、危険が生じることを記載している。犬による危害防止は重要事項なので、チェックボックスで確認欄を示した。

5ページ、「(4)ふんの置き去り禁止」、「(5)こう傷事

故発生時の措置」は、条例で規定されている事項となる。その他、「(6)しつけ」、「(7)逸走（脱走）防止」に必要な情報を記載した。

6ページ、「(8)所有明示」には、マイクロチップの装着が法律で規定されたことを加えた。

7ページ、「(9)繁殖制限」については、令和元年の法改正で、犬又は猫の所有者に対し、みだりに繁殖し、適正な飼養が困難となる場合は、繁殖制限措置を講じなければならないと規制が強化されている。

「(10)動物の病気や感染症等の知識と予防」については、いくつか例示を挙げることも考えたが、環境省が発行している、飼い主のためのペットフード・ガイドラインがあるので、こちらを紹介する記載とした。

8ページ、「(11)災害対策」については、災害への備えと災害発生時の避難について記載している。

10ページ、「(12)多頭飼育の届出」は、条例で規定したので、加えた。「(13)終生飼養」については、万が一飼えなくなることも起こり得るので、ペットの一生に責任を持って飼っていただくために、将来への備えをチェックボックスで列挙した。

11ページ、「(14)シルバー世代とペット」は、シルバー世代の方は特に、自分の健康や寿命とペットの健康や寿命を考慮し、飼養することが必要であることを示した。「(15)万が一、飼い続けることが難しくなった場合」について、新しい飼い主を探す方法を記載している。また、病気や老齢で世話を大変なることもあるが、ペットの最後まで看取るのが飼い主の愛情と責任であることを記載した。

12ページ、「(16)遺棄・虐待に関する法律と罰則」については、法律で規定されているので、記載した。

ここまで説明は、以上です。

.....

○中村会長 ありがとうございました。初めに、3ページ、「1 これから犬や猫を飼いはじめる方へ」の内容について、ご意見のある方は、挙手を願う。

○駒田委員 飼う前に考えることの中で、事前に委

員から意見があつて加えられたところで、今飼っている動物と相性が合わなかつたときも飼い続けることができますか？というのは、ガイドラインに載せない方がよいと思う。場合によっては、本当にお互いにストレスになるので、新しい飼い主を見つける等の方が、ペットのためになることもあると思う。なので、相性が合わなくても一生飼い続けてくださいといふのは、それぞれの方法と思うので、ガイドラインには載せない方がよい。

○平川副会長 これは、私が意見した。この素案では、動物と動物という書き方になっているが、飼い主と動物との相性が必ずしも合うとは限りませんという意味で入れて欲しかつた。少しニュアンスが違つてゐたので、お話しようと思っていた。動物同士の相性が合わないのは、飼っている以上仕方がない。そうではなくて、自分が可愛いと思って、買ってきたり、貰つてきたり、あるいは引き取つてきたが、家に来たら全然慣かないとか、言う事を聞かないとか、いたずらばかりする等、そういうことがあるということ。あなたの好みどおりの犬や猫じゃないですよということを書いて欲しいという意味です。

○中村会長 それでは、これは新しくチェックを作つてもらうのが理想ということか。

○南川委員 平川副会長の意見を入れるのであれば、チェックに入れるよりは、「飼いたくて可愛がろうと思ったけど合わないこともあります」のように前段部分にその趣旨を入れた方が伝わる。駒田委員の意見でも、チェックに入れず、飼つたけどペットと相性が合わないこともあるということも念頭におくということなので、前段に入れる方法もあると思う。

○平川副会長 どこに入れる、どういう文言で入れるかはお任せするが、どこかにそういうことが分かるように入れていただきたい。ただ、今飼っている動物との相性という意味ではなく、飼い主と動物とのという意味です。

○動物愛護指導センター所長 趣旨は理解したので、入れる場所や表記の仕方については、事務局で検討させていただきたい。

○中村会長 他になければ、次の論点に移るがよろ

しいか。

（「異議なし」の声あり）

○中村会長 次に、「2 犬の飼い主の方へ」に進める。項目が多くあるので、まず、事前にいただいたご意見の中から、私と事務局で事前に打ち合わせを行い、優先的に協議が必要と考えられる項目について議論し、その後、さらに議論が必要な項目があればお伺いする。ここでは、「(3)適切なリードの使用」について、「(10)動物の病気や感染症等の知識と予防」について、「(11)災害対策」について、まずご意見を伺いたいと考えているがよろしいか。

（「異議なし」の声あり）

○中村会長 では、4 ページ 「(3)適切なリードの使用」についてご意見を伺う。事前にお配りした資料から修正が加えられているが、やはり、伸縮リードは適切に使用しないと、こう傷等の事故に繋がるので、適切に使用していただくことが必要と考える。これについて、ご意見のある方はいるか。

○南川委員 書かれている内容に異論はないが、改めて条例の第 6 条第 2 項を見ると、ここの一文に書いてあることがはっきりと書いていない。条例第 6 条第 2 項第 1 号を見ると、「犬を係留しておくこと。ただし次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。」ということで、例外として、「犬を制御できる者が当該犬を確実に制御しうる綱、鎖等で保持して移動し、又は運動させるとき。」なので、そういう場合は、係留しなくてもよいという話である。平たく言えば趣旨はこうなるのかと思うが、「犬を確実に制御できない状態で移動させることは、条例で認められていません。」という表記は、条例にストレートに出てこないところなので、書きぶりが気になった。また、事前に意見を書かせていただいた中に、「短く」とあったが、「制御できない」というのが条例の文言なので、「短く」は書きすぎと思ったので事前に意見した。

○中村会長 ありがとうございます。途中で説明が入るが、また新たにアンケート用紙を配布したので、この会議で皆さんのお意見を聞いたうえでの色々な意見が出てくると思うので、何かあったら記入していただき、4 月 23 日までに意見を提出していただける

と助かる。

南川委員の意見は、事務局で把握していただくこととする。他に意見はあるか。なければ、次の論点に移る。

7 ページ、「(10)動物の病気や感染症等の知識と予防」についてご意見を伺う。

これについては、犬や猫に注意が必要な食べ物、草や花等、様々なご意見をいただいたが、具体的に挙げ始めるときりがなく、それだけに気を付ければ大丈夫と読まれる場合もあり、誤解を生じかねないというご意見が前回あった。事務局案として、環境省が発行している、「飼い主のためのペットフード・ガイドライン～犬・猫の健康を守るために～」を参考とするのもよいという書き方にされているが、ご意見のある方は、挙手を願う。

○駒田委員 食べさせると危険ですという書きぶりがあつてもよい。「食べる物が違います。動物種や年齢にあつた総合栄養食を選びましょう。」とあるが、犬猫共通で、「食べると危険なものも沢山あります」というような文言もあつてもよいと思った。

○中村会長 今の意見に関して、何か意見はあるか。

○南川委員 今の意見には賛成です。7 ページの、「人と動物では食べるものが違います。」の後に、「場合によっては、害になるものもあります。」のように、危険なものもあるというシグナルを入れるのは賛成です。従前の案にもあり、環境省のガイドラインにも入っているので、上手く入れていただければと思った。

○中村会長 特に食べ物の種類等を限定しないで、そういうものがありますという注意喚起という形の方がよいのではないかということでおろしいか。

○南川委員 はい。

○石川委員 今の食べてはいけないものに追加して、表記できるのであれば、「家庭内にある、おもちゃ、コード等をかじってしまうこともあります」のような、「誤飲」という考えを入れた方がよいと思った。

○中村会長 ありがとうございます。その他に意見はあるか。なければ、次の論点に移る。

次に、8 ページ 「(11)災害対策」について、ご意見を伺う。こちらには、災害への備え、災害発生時の

対応について記載されているが、ご意見のある方は、
挙手を願う。

皆様から、事前に沢山意見を出していただき、そ
れが反映されていると思うが、まだ改善点等あるか。

(発言者なし)

○中村会長 なければ、次の論点に移る。では、こ
の他に、「2 犬の飼い主の方へ」の部分でご意見は
あるか。

○駒田委員 事前配布資料から変わったところで、
人と動物の共通感染症が、「10動物の病気や感染症等
の知識と予防」の中に入れられ、番号が変わったの
か。

○中村会長 事前配布資料では、「10動物の病気や感
染症等の知識と予防」、「11人と動物の共通感染症」
と別れていたが、「10」と「11」を合わせ、以降番号が変
わっている。

○南川委員 10 ページの終生飼養の将来に備える
ためにで、遺言、信託とあったので、下に括弧書き
でもよいので、「早めに専門家に相談する」等と入れ
ていただけたらありがたい。

○平川副会長 4 ページの最後の部分、「自転車や
他人がリードに引っ掛かり」というところで、この
程度で済まない状況が発生する恐れが非常に多い。
50 ccのオートバイで走っていると、リードが長いこ
とによって、犬が飛び出してきて、急ブレーキをか
けて転倒したことが何回かある。南川委員に聞きた
いが、そういうことで賠償を求められることにも発
展することがあり得るか。要するに、犬は飛び出
ただけで何もしてなく、転んだのは自分が悪い。そ
れで、転んだ私が怪我をしたからといって、犬の飼
い主に責任を取れという話にならないか。

○南川委員 やはり、適切な管理ができていなくて、
急に飛び出したり等というところがあり、それで、
通行人が怪我をしたり、バイクで転倒したとい
うことがあれば、賠償責任を負うことはあり得る。

○平川副会長 そういう部分まで記載すべきかどうか、
皆さんに聞きたい。大きな事故になった時が心
配である。

○泉谷委員 程度の問題もあるが、ご本人がこの程

度なら大丈夫ですと済ませられる状況にあれば大事
に至らないが、もう少し大きい事故になった時に、
果たしてそれでよいのかとなる。

○中村会長 ガイドラインとして、入れる内容かど
うかということになるが。

○切替委員 賠償責任が発生する位は、
書いてあってもよいのではないか。

○中村会長 賠償責任が発生する可能性がありま
すと、大まかにか。

○切替委員 うろ覚えで申し訳ないが、20 年か 30
年前に人が転んで損害賠償請求になった裁判があつ
た。ちゃんとリードを持っていて、ラブラドールが
自分より先に角を曲がった際に、その犬を見てびつ
くりしてお年寄りが転び、怪我をした。その犬の姿
を見ただけなのか、吠えたからか分からぬが、犬
はその人に飛びついたとか、一切触っていないけど、
裁判では、飼い主の管理が悪いため怪我をしたとさ
れ、飼い主に賠償責任請求されたということがあつ
た。それを見たときに、大型犬を飼っている身とし
ては、しつけは気を付けよう、吠えさせてはいけ
ないとすごく思ったので、やはりそういうことはきち
んと啓蒙した方がよいと思う。

○南川委員 議論されている趣旨は賛成する。「転倒
や事故、場合によっては大事故に繋がる」のように、
転倒よりも、もう少し大きな事故に繋がることを書
くのはよいと思う。ただし、賠償責任を負うのは、
放し飼いの禁止や、ふんの置き去りの禁止も、責任
を問われたら損害賠償になるので、ここだけ入れる
というのが、全体のバランスとしてどうなのかとい
うところもある。入れることに反対はしないが、全体
のバランスで、ここだけ入れて他のところに入れ
ないと、逆に他のところで負わないのではないかと誤
解を生じさせてもいけないと思う。

○中村会長 指摘のとおり、全てに対して逐一書か
なければいけなくなる。ガイドラインの受け止め方
にも個人差があるので難しいところではある。

○平川副会長 入れるか、入れないかの判断は事務
局でしていただいて、現実の指導の時には、そうい
う話もあるということで、ご指導をお願いするとい

う手もある。

○動物愛護指導センター所長 今仰られたように、全体のバランスを考え、入れるか入れないか、あるいは、ガイドラインが出来上がった後に、パンフレット等に、その項目ごとに記載ができるかどうかというところを含めて検討したい。

○南川委員 今のところで、あえて入れるのであれば、どこかで項を分けるか、最初のところ等に総論的に、「他人に迷惑をかけたら損害賠償を負う」のようなことを入れるかどうかと思う。

○中村会長 ありがとうございます。次の論点に移る。「3 猫の飼い主の方へ」以降について、事務局から説明をお願いする。

.....

[説明]

○動物愛護指導センター所長 参考資料3をご覧ください。ガイドラインの猫に関する部分を説明する前に、実際にあった、飼い主のいない猫に関する苦情事例を説明する。

スライド2ページ、事例1（地域猫活動におけるトラブルの例）です。探知とは、市が本件についてどのように知り得たかのことです。所有者のいない猫（以下、「野良猫」という。）に給餌する者がおり、ふん尿の被害で困っているが、どうしたらよいかと動物愛護指導センターへ苦情が寄せられた。探知後の対応として、苦情者に対し、当時野良猫対策としては、地域猫活動しか対策がないと案内しており、地域猫活動に取り組むことを助言し、その手法を案内した。その後、苦情者は、動物愛護団体へ地域猫活動について相談した。給餌者は、動物愛護団体等の助言を受け、給餌者等が地域住民へ説明を行い、複数の給餌者が関わり地域猫活動を開始した。対応後の状況は、地域猫活動開始後も、野良猫のふん被害は減少せず、地域住民から複数の苦情が寄せられた。地域住民からは、給餌者から地域猫活動を行うことを一方的に伝えられ、十分な話し合い等は行っていないと申し出があった。給餌者は、管理する猫には十分に給餌しているため、他所へ行くことはな

い。別の野良猫の仕業であると主張した。また、いつでも餌が食べられるように置き餌をしたり、一部の猫は不妊手術したが、捕獲できない猫がおり子猫が産まれる等、不適切な猫の管理を続け、指導をしても改善が見られなかった。結果として、野良猫が減少せず、ふん尿等の被害が続き、地域のトラブルへと発展してしまった。地域の理解や合意を得ず地域猫活動を開始し、周囲の理解を得るような活動を行わないと、このようにトラブルが大きくなってしまう。

事例2（解決が困難な例）です。野良猫に給餌する者がおり、ふん尿の被害に困っていると動物愛護指導センターへ複数の地域住民から苦情が寄せられた。探知後の対応として、給餌者に対し、不妊手術を徹底すること、ふん尿被害への対応をすること、及び地域の理解を得ることを指導した。また、複数の住民から苦情があり、生活環境の被害が継続する場合、法に基づき猫を引き取る場合があることを説明した。給餌者の対応は、給餌している猫は、地域猫と考えている。メス猫は不妊手術を行い、トイレも設置しており、道路等の公共の場所にしたふんは拾っている。個人の敷地に立入りふんを処理することはできないし、迷惑をかけている猫全てが給餌している猫とは限らない。また猫を捨てる人もいることも問題である。被害があるのであれば、直接申し出てほしいとの回答だった。結果、地域住民側は、給餌者に苦情を申し出ることでトラブルになることを恐れ、給餌者と地域住民で話し合いができない、地域住民が猫被害に対し、自衛策を講じている。このように、不妊手術やトイレの設置を行っても、地域の理解や合意を得なかつたり、地域住民と良好な関係を築けないと、トラブルが生じてしまう。

事例3（給餌者に改善の意思がなく、環境被害が継続したため、猫を引き取った例）です。近所の方が野良猫に給餌しており、毎日庭にふんをされ困っていると動物愛護指導センターへ苦情が寄せられた。申し出のあった地域を巡回したところ、多くの家で猫避け対策を講じており、給餌者宅は、猫の排泄物の臭いが強く発生している状況であった。給餌者に対し、置き餌を止め、野良猫が集まらないようにす

ること、不妊手術の実施、飼い主のいない猫の不妊手術事業の案内、トイレの設置、地域の理解を得るよう指導した。また、地域住民に、地域猫活動について検討を依頼した。給餌者の対応は、野良猫が捨ててあるゴミを食べているだけである。一方で、人々、猫を捨てた者がおり、自分はその猫を保護してあげた立場であるとも主張され、状況が改善されなかつた。対応後の状況は、給餌者が転居し、残された猫による周辺の環境への被害が継続したため、地域住民が動物愛護指導センターへ猫を持ち込み引取りを行った。

このように、身勝手な餌やりを行うと、地域で猫が嫌悪される存在になりかねません。

事例 4（給餌者による環境被害の改善が難しく、猫を引き取った例）です。野良猫の不妊手術をしようと思い給餌していたが、地域住民や町会の理解が得られず、飼い主のいない猫の不妊手術事業を利用して不妊手術ができなかつた。金銭的な理由から、自己負担で不妊手術を行うことは難しかつたため、猫が出産し1年で複数匹に増えてしまった。自身が高齢で、健康面、金銭面から、猫の寿命を全うするまで猫を飼育できないので、猫を引き取ってほしいと動物愛護指導センターへ相談が寄せられた。申し出のあつた地域を巡回したところ、多くの家で猫避け対策を講じており、給餌者宅では、ゴキブリ等の衛生害虫が発生している状況であった。地域住民の理解を得て猫を管理することが難しいのであれば、猫の引取りを行うことを回答した。給餌者は、給餌していた猫全頭を捕獲することとし、その後、給餌者が動物愛護指導センターへ猫を全頭持ち込んだ。このように、早急に不妊手術を行わないと、猫は繁殖力が強いので、あつという間に増えてしまい手に負えなくなることもある。

事例 5（給餌者が野良猫に関する問題に対応し、地域住民の理解を得て、TNR活動を行つた例）です。野良猫に複数の住民が給餌しており、近隣の家でふんをされて困っていると動物愛護指導センターへ苦情が寄せられた。給餌者に対し、必要な猫の管理を行うこと、また地域の理解を得るよう指導した。給

餌者からは、野良猫の不妊手術を行い、周囲の方に对しては真摯に対応するとの回答があつた。その後、給餌者が、野良猫の不妊手術を行うほか、生まれた子猫は動物愛護指導センターへ持ち込んだり新しい飼い主を探すこと、これ以上地域で野良猫が増えないことに取組んだ。また、地域住民への説明や被害への対応を行い、一定の理解が得られた。このように、給餌者が責任をもつて対応することで、地域住民の理解を得ることができる。

事例 6（給餌者自身での改善は難しいが、地域住民が協力し野良猫対策に取り組んだ例）です。野良猫に給餌する住民がおり、猫が増え、悪臭やネコノミが発生し、近隣の住民から猫による被害に困っていると動物愛護指導センターへ苦情が寄せられた。給餌者に対し、必要な猫の管理と、ネコノミの駆除等を行うことを指導した。地域住民には、生活環境に被害が生じているので、猫の引取りは可能であること、また、様子を見るのであれば、給餌者は移動手段がない等、不妊手術等には他者の協力が必要であることを伝えた。給餌者は、地域に住むA氏の協力により、野良猫の不妊手術やネコノミの駆除等を行つた。その結果、地域住民や町会が、A氏の活動を理解し、地域でTNR活動や地域猫活動等の野良猫対策に取り組んでいる。このように、給餌者自身では解決が難しい場合でも、地域住民や自治会の協力を得て、野良猫対策を行つた例もある。

ガイドライン素案の13ページをご覧ください。

「3 猫の飼い主の方へ」についてです。

「(1)飼い猫の屋内飼養」については、条例で努力義務であるという記載とした。「(2)逸走(脱走)防止」については、猫は、ドアや窓の隙間から脱走する事例が多くみられるので、具体的に脱走を防止する方法を示した。「(3)所有明示」は、犬と違い猫の首輪は、力が加わると外れるタイプが安全であることを示した。

ここから、犬の飼い主の方へと内容が重複する箇所については、「※犬の飼い主の方へ●ページ参照」と記載を省略した表記となっている。

14ページ、「(4)繁殖制限」については、猫特有の

生理等について記載している。「(6)災害対策」については、猫の場合、驚いた時に押入れの奥等の狭い場所に逃げ込む習性があり、なかなか出てこないために、災害時に家の中で猫を捕まえることができず、同行避難が困難になった事例があるので、キャリーケースに逃げ込めるようしつけることで、同行避難に役立つことを示した。

15ページからは、「4 飼い主のいない猫対策」についてです。「(1)飼い主のいない猫の現状と基本的な考え方」は、市での引取りや飼い主のいない猫の被害に関する現状と、飼い主のいない猫対策は、地域の状況や住民の方一人ひとりの考えも多様なので、様々な選択肢の中の組合せから、それぞれの地域の実情に沿って住民の方が実施できる対策を検討していただくことを、基本的な考え方として示した。「(2)猫の分類」は、前回の会議で示したとおりである。

16ページ、「(3)飼い主のいない猫への関わり方」は、飼い主のいない猫へ給餌するという行為には「責任」が伴うこと、恣意的な餌やりは、不幸な猫を生み出すだけでなく、猫によるトラブルに伴って、猫自体が嫌悪される存在とする原因になりかねないことを示した。

17ページ、「(4)飼い主のいない猫対策の考え方」として、これまでの会議でも示しているように、現時点では、A～Eの対策が考えられるので、地域の実情にあったものを、地域住民が選択し、対策を講じることを示した。それぞれに、メリット、デメリットを記載した。

18ページは、飼い主のいない猫対策の検討例のフロー図である。屋外にいる猫による被害があり、左側の、飼い主がいる場合は、条例に基づき屋内飼養の努力義務について指導する。一方、右側の飼い主がいない場合、餌を与えていた人が特定できる場合は、法律に基づく指導を行う。指導により、改善の意思がない場合や、改善の意思があるけれど、地域の理解を得る事が難しい場合は、環境被害が生じている場合は、法律に基づく引取りを行うことがある。餌を与えていた人が特定できない場合で、飼い主のいない猫対策を行う地域住民がおり、地域の理解等が得られる場合、地域で継続的に猫を管理すること

ができれば、地域猫活動、できなければTNR活動へと続く。いずれの対策を講じた場合も、猫の新しい飼い主を探し、屋内での飼養を目指すことが望ましくなる。

19ページからは、「A 猫の飼い主となり、屋内で飼う」、「B 猫を保護して新しい飼い主を探す」場合の注意点等を示した。「C TNR活動」については、解説を加えた。

次に、「D 地域猫活動」について、詳しく説明する。

「1 それぞれの関係性」として、地域猫活動において、猫の世話をする人（活動の主体者）、住民（町会自治会等）、猫に困っている人、市、動物愛護団体等、動物病院のそれぞれの関わり方を示した。20ページに、地域猫活動の目指す方向性を図示した。地域猫活動は、活動の主体者、猫に困っている人、住民（町会自治会等）の合意形成のもと、猫の世話をする人が主体となって行う活動です。市、動物病院、動物愛護団体等は、それぞれの立場から、助言を行う。

21ページからは、「2 活動の実際」として、実際に活動を行う手順を示した。「①取組みの準備」として、地域の環境と猫の状況、給餌者の状況等の把握が必要となることを示した。「②地域の理解と合意形成」は、活動を実施する前に、必ず地域の理解と合意を得ること、その際には、町会自治会の合意は重要となることを示した。「③活動のルール作りと試行」は、先程、苦情事例で紹介したが、やはり、地域で給餌や活動に伴う問題を解決する仕組みがないと、給餌者と猫に困っている人の間でトラブルが生じてしまう。そのためには、活動の主体者が中心となってトラブルに対応し、その仕組みをルールに盛り込むことが必要であることを示した。「④地域住民への周知、協力依頼」は、活動を開始する前に、地域住民等に十分に周知することが必要なことを示した。

22ページからは、「⑤餌やり」、「⑥猫用トイレの設置、清掃」、「⑦繁殖制限」、「⑧その他・被害防止軽減対策」について、具体的な手法を示した。

23ページの「⑨活動報告と評価・活動の継続」については、地域住民は流動的であり、新しく引っ越

してこられる方等もおり、継続して活動を行うには、定期的な報告やルールの見直しが必要となる。また、地域猫活動を継続するにあたり、当初の目的を果たすことができているか、地域住民における評価も必要であることを示した。

24ページは、これまで説明した、地域猫活動の流れについて、フロー図で示した。

25ページの「3 迷惑防止策」には、猫の忌避方法の一例を示した。

最後に、「E 保護して動物愛護指導センターへ連れて行く」場合の注意点を示した。

26ページに、「5 人と動物との調和のとれた共生社会の実現をめざして」として、市、市民等、町会自治会、動物病院（獣医師会）、動物取扱業者のそれぞれの立場からの関わり方について例示した。

27ページは、「6 各種問い合わせ先」の一覧です。

28ページからは、関係法令の関係箇所を一部抜粋し、条文を載せることを予定している。

説明は以上です。

.....

○中村会長 ありがとうございました。では、13ページ、「3 猫の飼い主の方へ」の内容について、ご意見のある方は、挙手を願う。

（発言者なし）

○中村会長 なければ、次に移ります。15ページ、「4 飼い主のいない猫対策」に進める。こちらも、項目が多くあるので、まず、事前にいただいたご意見の中から、私と事務局で事前に打ち合わせを行い、優先的に協議が必要と考えられる項目を選んでいるので、そちらについて議論し、その後、さらに議論が必要な項目があればお伺いする。ここでは、「(1)飼い主のいない猫への関わり方」について、「(4)飼い主のいない猫対策の考え方」について、「D 地域で管理する猫を決め、最後まで世話をする。（地域猫活動）」について、まずご意見を伺いたいと考えているがよろしいか。

まず、16ページ、「(3)飼い主のいない猫への関わり方」について、飼い主のいない猫へ給餌するとい

う行為には「責任」が伴うこと、恣意的な餌やりは、不幸な猫を生み出し、結果として、猫が嫌悪される存在になりかねないことが記載されているが、この内容について、ご意見のある方は、挙手を願う。

○南川委員 柔意的と身勝手については、意見があつてどうしたのか。素案のままか。

○動物愛護指導センター所長 柔意的という言葉そのまま記載している。

○南川委員 参考資料3では、「①のとおり」となっているが、①は関係ない事項であるので、どのようにしたか分からなかった。(1)の①のとおりで、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針にも使用されておりますので、このまとします、ということで理解した。

○動物愛護指導センター所長 参考資料3の(1)飼い主のいない猫の現状と基本的な考え方の①のとおりであり、法律等で書かれている文言を、ガイドラインでも使うのがよいと考え、柔意的という言葉を使っている。

○中村会長 ありがとうございました。次に、16ページ、「(4)飼い主のいない猫対策の考え方」について、現時点で考えられるのは、A～Eに挙げられた対策であり、それらから、地域の実情にあったものを地域住民が選択するという考えだが、この内容について、ご意見のある方は、挙手を願う。

○南川委員 CやDのデメリットに不妊手術のために費用がかかるとあるが、市として、TNR活動に費用を負担しているケースもあったと思うが、それとの関係性はどういうことになるか。

○動物愛護指導センター所長 地域猫活動という方法、TNR活動という方法ということで、こちらには示している。市で行っている、飼い主のいない猫の不妊手術実施事業として猫を無償で不妊手術する事業があるが、それとこれは分けて考えてよいと考えている。

○南川委員 このガイドライン中には、市の施策はどこかに書いてあるか。TNR等を市でするということは書いてないか。

○動物愛護指導センター所長 例えば20ページの

②市の役割のところに、飼い主のいない猫の不妊手術事業と記載がある。これは、地域猫活動の時に使っていただいてもよいし、TNRとして地域で活動していただく時にも、市の役割として、この不妊手術事業でサポートすることを施策として出している。

○南川委員 CやDは、原則費用はかかると思うが、括弧してその横に、「場合によっては、市による助成を受けられる」、のようなものがあった方がより丁寧かと感じた。

○保健所長 南川委員のご指摘はごもっともで、現状がそういうことにあるにも関わらず、このまま見てしまうと単に費用がかかるということだけで、現状と違うようなデメリットの書き方になっている。制度的には市で飼い主のいない猫の不妊手術事業を行っているので、その辺りは、言葉足らずである。実態としては、デメリットになっていないのだが、それがあたかも、デメリットであるかのように記載されているので、その辺りは趣旨をよく踏まえて次回までに検討させていただく。

○佐藤委員 CのTNR活動だが、活動の内容は分かるが、私のようにそういうことに関わってきていない者にすると、実際の申請は誰がするか等、市のホームページを見ると町会自治会から等と出ているが、これだけ読むと、勝手に個人でするのか等、そういうところが分からぬ。先程の、飼い主のいない猫に関する苦情事例を読み、やはり地域住民や町会の理解が得られなくて、結局不妊手術ができなかつたと書いてあるのを見ると、TNR活動は町会自治会からの申請だと分かるが、このガイドラインだけを見るとそのところが分からぬので、分かつた方がよいのではと思う。

○駒田委員 CとDのメリット、デメリットにあまり違いがない。根本的に、CのTNRの場合は、それ以降の管理する人がいない。だから、そういう意味での被害の根本は残る。Dの地域猫活動の場合は、基本的には、猫がいるかいないかということに対してはまだいるとは思うが、餌を片付ける、ふんを片付けるということに関しては、地域猫活動ではきちんとしなければいけないことになっているはずなので、そのようなメリットを入れていただいた方がよ

い。これでは、TNRと地域猫活動の違いが全く分からない。どちらも良い面があると思う。TNRに関しては、すぐに不妊手術ができる。地域猫活動をするためには、前からそういう話がでているが、町会長のところに行き判子を押してもらい、町会長も自分だけの責任にしてはいけないから、町会の会合が1か月先とか、2か月先となり、判子を押してもらうまで地域猫活動を始められず、その内に子猫が生まれてしまうというデメリットがある。とにかく捕まえて、とにかく不妊手術をしようというのがTNRのはずなので、それぞれのメリットをもう少し分かりやすく書いた方がよい。全体的にそうだが、良い悪いは別にして、TNR活動をまず始め、それから地域猫活動に移行し、被害が無いようにし、そうしつつ、新しい飼い主を探すというのが理想的な形と思う。このどれかを選ぶよりも、複合的なものが必要と思う。もう少し整理していただきたい。

○保健所長 今のご指摘もごもっともです。CとDを比べた時に、被害の根本等が全く同じ書き方になっている。地域猫活動が適正な活動ができている場合であれば、被害の根本は残らないはずであるというご指摘であった。逆に、そこが適正にできなかつた場合には、被害の根本は残ってしまうことになる。Dの被害の「根本は残る」の前に、きちんと活動ができていなかつた場合には、デメリットとしては、被害が残るというような書き方をしたいと思う。適正に地域猫活動をすれば、被害が残らないはずだという趣旨と思うので、そこは整備させていただく。

○南川委員 メリット、デメリットというのが、誰にとってのものなのかが整備されてなく、定かでないのが原因かと思う。地域猫活動は、管理する手間があるというのは、活動者にとってデメリットかもしれない。地域からみたら、猫が嫌いな人がいれば、CでもDでも、猫がいること自体は変わらないので、被害が残るというのは確かにそうかもしれない。その辺り、「地域住民にとって」等と加えるか、項目を分けるか分からぬが、誰にとってのメリット、デメリットになるかという視点を整備するとよい。

○平川副会長 Cの不妊手術のための費用がかかるというのは、TNR活動というのは、自分でTNR

を行っているという意味ですね。市の事業を使って行っているという意味ではないですね。

○動物愛護指導センター所長 はい。

○平川副会長 Eで、地域から猫がいなくなるのでという書き方をしているが、過激ではないか。地域から猫をいなくならせてしまってよいのか。飼い猫はいる。野良猫はいなくなるではないか。このままストレートに書いてしまうと、地域から猫がいなくなると読める。「飼い主のいない猫が減る」という書き方にしないとと思った。

○泉谷委員 不妊手術する場合に、町会自治会長の承認を受けるというのは、Cの場合はないのか。Cの場合も必要か。Dの場合もあるということで。

○石川委員 手術をするという申請は、町会長から必要。

○泉谷委員 手術をすることは、補助が貰えるということなので、Cの場合、町会自治会長の判断が貰えれば、費用が掛からない。個人で行えば費用がかかる。

○平川副会長 先程、これは自分で払うものか聞いたら、払うと仰った。

○泉谷委員 この辺りが、少し行き違いがあるので、はっきりさせていただかないと、町会自治会が困る。

○動物愛護指導センター所長 説明が不足していたようなので、改めて説明する。市の制度を使わずに地域猫活動を行っている方も多くいる。あるいは、この制度を使いたくなく、使わない方もいると聞く。ここで書いているデメリットに、費用がかかると書いてしまうと、市の制度を使わない方にはデメリットだけれども、使う方にはデメリットにはならないので、その辺りの書き方をもう一度検討させていただきたい。

○駒田委員 私も、昨日職員の方から聞いて初めて知ったが、地域猫活動をしている方は、市に登録している団体ばかりではないことを知った。私は市川市の住民なので、市川市の場合は、地域猫を行っていることは、団体登録をしていることが前提で、登録をしていない人は、勝手な餌やりという立場になってしまう。市に登録している人は、市がある程度

認めていることになるので、そういう人たちはきちんと行っていることが前提と思う。そういう人たると、市とは関わりたくないから勝手に行っている人、費用もいらないのでと地域で行っているという人もいる。そういう人が悪いとは思わないが、市に登録をしてやっているということは、何かあった時に市はやはり責任を負わなければならず、何かがあつた時には、指導に行くことになる。場合によっては、登録取り消しや、地域猫活動が今後できなくなるということになるので、そういう意味では、登録している人たには、インセンティブを与える等、何かしてあげた方がよい。例えば、腕章等に、「私たちは地域猫活動をしています。船橋市。地域住民の許可を得ています。」のように、分かるようにしてあげる。勝手に行っている方々は、その管理が難しい。やはり、そういう人たちに合わせてルールを決めるのではなく、きちんと行っている人たには、きちんと行っていることを認め、インセンティブを与えるのがよいと思う。例えば、助成金の割合を変える等、きちんと行っている人たちに、もっと続けてもらう方法を入れて欲しいと思った。

○動物愛護指導センター所長 ご意見ありがとうございます。内部でも、そのような議論はしているところですが、仕組みとしてどういうものにしていくかという話が進んでいない。また、ガイドラインを見ながら、市に登録をしなくても、きちんとできるという団体もあると聞いている。市では、しっかりと地域で合意を作り、地域猫活動に取り組んでいて、動物愛護指導センターに苦情も来ない地域も見受けられる。このガイドラインを拠り所にしていただき、必ずしも登録をしなくとも活動をしていただけると私は考えている。しっかりと行っているところには、腕章や団体登録等のインセンティブを与えるというご意見も数多く聞かれるので、そこについても内部で考えさせていただきたい。

○動物愛護指導センター副本査 助成金の割合を変えるというお話があったが、市に地域猫活動の登録している団体の方は、飼い主のいない猫の不妊手術事業といって、無料で野良猫を不妊手術する事業に

については、その都度町会長をとおさなくても、団体として不妊手術事業を利用できるという制度になっており、団体で申請ができる。

○駒田委員 では逆に、登録をしていない人は、町会長の判断が必要ということか。ということは、やはりきちんと行つていなければ、町会長の目が行き渡っているので、登録していなくても、町会長の判断が貰える団体の方々は、きちんと行つてることになる。登録している方がよい、登録しない方が悪いという言い方はすみません間違えました。

○中村委員 腕章等に関しては、今後の課題というか、まずは、しっかりととしたガイドラインを作成し、それに則った活動をして下さる方がよく活動できるようになつてくる。

○動物愛護指導センター所長 補足だが、以前市でも、地域猫活動の登録団体に、腕章を配布、貸与をしていたことがあった。これは、市の制度上あまり良くなかったのか、良い活動をしていただけなかつたところがあった。腕章を拵り所に、市のお墨付きで行つていると、あまり適正でない活動をされた団体があり、現在、市の地域猫活動が下降線になつてしまつたということがある。あるいは、腕章の使い回しや、全然関係のない地域で腕章を着けて猫に餌を与えていたりする等も、かつてあったと聞いている。きちんとしている活動であるならば、インセンティブ等も今後検討していく必要がある。

○駒田委員 船橋市でない別の地域では、ジャンパーのような物を着て行つているところもある。実際に行つている方々の話では、私もそれを見たことは無く、恥ずかしくて着られないと仰つてゐるところもある。市としては、良かれと思って予算をかけて作り、堂々と行ってよいですとしているが、恥ずかしくて着られないというのが現場の声で聞かれると、またそこで、行政と現場の温度差があるのかと思うので、その辺りは、実際に行つている方々、どういうものが活動者にとってインセンティブになるのか色々とお聞きして行つと、もっと良いものができると思う。

○中村会長 ありがとうございます。今後、活動者等をお呼びして、お話を伺ひする機会もあるので、

またその時に意見を言っていただき、具体的な回答は得られると思う。

○平川副会長 ここは、町会自治会との関わりが非常に強くなつてくる。その部分について、文章にすると非常に難しい。町会自治会をここに入れてしまうと、あなた方の責務だという部分と、私たちがやらなければあなたたちはできないと、色々でてきてしまう。議論をさせていただきたいとは思うが、議論をするとよりおかしなことになり兼ねないということで、申し訳ないが、さらっとこの部分は流させていただいたというのが現状です。

○駒田委員 基本的な考え方として。例えば、ゴミの集積所があり、カラスがゴミをまき散らしてしまうことがあったとき、近所に住むおばあさんが毎日一生懸命ゴミを拾つて片づけてくれる。勿論ボランティアでやってくれる。そういう方が、たまたま具合が悪かった等で、行かなかつたためにゴミが散らかってしまった。そうしたら、そのおばあさんに文句言いますかという話です。言わないですよね。もしかしたらその中から、あのおばあさんが毎日やつてくれているから、皆で、当番制でやろう等という話が出てきて、自分たちもなるべくカラスに突かれないのである方法を考える等、それが、本来の町内会の環境保全ということだと思う。私は、それと猫に関しては変わらないと思う。ただ生き物、餌やりがいるということで、少し感情的になることもあるが。そもそも、きちんとふん尿を片付け、餌もあげたら片付けるとするのが本来の地域猫のやり方で、そこはやはり守つてもらわないと困る部分である。逆に言えば、町会長や地域の方々も、きれいにしてくれている人がいるのだから、それを見守つたり、協力したりしてくださいというのが、本来の姿だと思う。そこが、猫ということになると、例えば餌やりしている人が、猫が可哀想と言うと、そこで亀裂が入つてしまい、私は猫が嫌いだとなつてしまう。そうではなく、地域の問題として、生き物がそこにいるので、ではそれをどうすればよいか、きれいにするのであれば、そこにいる10匹を全部センターに引き取つてもらい、センターもその10匹だけならまだしも、色々な地域の10匹が10グループい

たら100匹になって、100匹が全部センターに行ったら、センターでも飼育できないからおそらく処分ということになると思う。一掃して、それでよいのかということではないか。先程のメリット、デメリットではないが、一掃して、それで本当によいのかということで、せっかくここに小さな命があるのだから、この命を守るために、こういうふうにしていたらよいのではないかというところの歩み寄りだと思う。その猫は、そこで餌をあげる人がいるから悪いというが、そこで餌をあげなかつたら別の地域に行く。自分の町会がきれいで、隣の町会は汚くなつてそれでよいのかという話になる。だから、そのところは、町会、地域の方にも、強く理解をしていただきたいと思う。

○中村会長 ありがとうございます。ガイドラインは、人と動物と書いてあるが、実は、人と人と動物というように、かなり動物以外の要素も絡み合っているので、どこかでうまい落としどころがあるとよいと思うが、貴重なご意見ありがとうございます。素案とはいえ、充実したボリュームのあるものが出来上がっているが、やはり細かく読んでいくと色々とご意見があるでしょうから、アンケート用紙にご記入いただき提出していただきたい。飼い主のいない猫対策の部分でご意見がなければ、次の項目に移るがよろしいか。

（「異議なし」の声あり）

○中村会長 26ページ以降、「5 人と動物との調和のとれた共生社会の実現をめざして」それぞれの立場からの関わり方、「6 各種問い合わせ先」、「7 関係法令」について、ご意見のある方は、挙手を願う。

○平川副会長 先程申し上げたが、人と動物との調和のとれた共生社会と書いてあるので、猫がいなくなるという表現は共生ではないと思う。その部分は、考えていただきたい。

○中村会長 ありがとうございます。他に意見はあるか。

○南川委員 15ページ、「4の(1)飼い主のいない猫の現状と基本的な考え方」のところで、最終段落の、飼い主のいない猫を地域住民で適切な管理を行えば、

将来的に猫の数を減らし、猫による様々な被害を減らしていくことと一緒に、その猫は一代限りではきちんと生きて、動物愛護を果たすことができるという、その両方を果たすためにできるという、地域猫活動の定義に入っている辺りの考え方と、この前段のどこかに入れてもよいのではと思った。

○中村会長 猫も、きちんと幸せになる道を全うするというところを入れた方がよいということで、ありがとうございます。

他に意見がなければ、以前の会議に遡るが、令和3年1月18日に行った、12回の会議の時に、地域猫活動を行っている場所に看板のようなものを市で作る予定はないかという意見があった。今回、ガイドラインに全く看板の記載はない。改めて追加した方がよいか、それとも特段書かなくてもよいか。また、看板の内容も、地域猫活動中という看板、餌やり禁止という看板が欲しい等、色々意見があつたかと思う。また、事務局で検討してもらい、協議することによろしいか。

（「異議なし」の声あり）

.....

（3）次回の会議について

〔説明〕

○動物愛護指導センター所長 本日、第14回動物愛護管理対策会議を実施し、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について報告した。また、船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドラインの見直しについてご協議いただいた。

次回は、令和3年5月19日を予定している。時間と場所は、同じになる。議題は、船橋市ねこの飼育管理に関するガイドラインの見直しについて、本日委員の皆様からいただいたご意見を基に、素案を修正し、提出する予定です。

また、先程会長が仰っていただいた、看板の表記についても、事務局から案を出したいと思う。

さらに、以前の会議で、外部から参考人を呼び意見を伺いたいというご意見があつたので、次回の会

議で意見を聞く場を設けられればと考えている。

また、現在の予定であるが、6月上旬に第16回動物愛護管理対策会議を開催し、船橋市のねこの飼育管理に関するガイドラインの見直しの最終案についてご協議いただくことを考えている。

○中村会長 お聞きのとおりです。本日説明のあつた、船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドラインの見直しについて、を主な次回の議題としたいと思いますが、よろしいか。

（「異議なし」の声あり）

○中村会長 では、次回の会議では、事務局提案のとおりとする。なお、次回は、実際に地域猫活動を行う方からご意見を伺い、ガイドラインが実際の現場で使えるものとなるよう、議論を進めたいと考えています。事前にお願いしたアンケートで、船橋市内のNPO法人ふなばし地域ねこ活動の代表者の推薦があり、ご意見を伺いたいという回答があった。その他に、ご推薦者のいる方はいるか。ないようなら、NPO法人ふなばし地域ねこ活動の代表者にお願いすることとしてよろしいか。

（「異議なし」の声あり）

また、この会議の委員の中にも、地域で猫対策に取り組んでいらっしゃる、平川副会長と石川委員にも、色々な事例等のご紹介をいただけたらと思うが、お願いできるか。

○平川副会長・石川委員 はい。

○中村会長 では、次回の会議は、5月19日水曜日、午後2時から午後4時、会場は保健福祉センターの本日と同じ部屋を予定している。よろしくお願ひします。

○中村会長 以上で、第14回動物愛護管理対策会議を閉会する。

午後3時45分閉会

[閉会後]

○衛生指導課長 中村会長ありがとうございました。また、委員の皆様には、円滑な議事進行にご協力い

ただき、ありがとうございました。

本日の議事録については、調整でき次第、委員の皆様に送付させていただくので、内容のご確認をお願いしたい。

本日は、ありがとうございました。

[出席委員]

中村会長
平川副会長
泉谷委員
切替委員
駒田委員
石川委員
佐藤委員
南川委員

[欠席委員]

なし

[関係職員]

筒井保健所長
高橋保健所理事
岩田衛生指導課長
竹田衛生指導課長補佐
鈴木動物愛護指導センター所長
千葉動物愛護指導センター副主査
小林動物愛護指導センター主任技師

[傍聴者]

3人